

# 土木工事における工期設定支援システム活用試行要領

令和2年3月16日  
徳島県県土整備部建設管理課

## (趣旨)

第1条 この要領は、徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する土木工事において、工期設定支援システム（以下、「システム」という。）の活用を試行するに当たり、必要な事項を次のとおり定める。

## (目的)

第2条 システム導入による効果の検証や、問題点の把握を目的とする。

## (定義)

第3条 この要領で用いる用語の定義を以下に示す。

### (1) 工期設定支援システム

建設現場の週休2日の推進に向けた適切な工期設定を行うため、歩掛かり毎の標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出するために国土交通省が公開しているシステム。

### (2) 工期設定支援システムVer2.0

過去の工事工程表からAIを用いて類似工事を検索・抽出し、工程表を作成するアシスト機能を強化したり、変更設計に対応して当初と変更のバーチャート2段表示機能を追加したシステム。

[http://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000041.html](http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html)

## (対象工事)

第4条 「担い手確保モデル工事实施要領」に基づき実施する「担い手確保モデル工事（発注者指定型）」を対象とする。

## (使用システム)

第5条 使用するシステムは、国土交通省が公開している「工期設定支援システムVer2.0」を標準とする。

## (工事工程クリティカルパスの共有)

第6条 発注者がシステムを活用して工期を設定して発注した土木工事においては、工期の変更における円滑な協議を行うため、施工当初（準備期間内）において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限等（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有すること。

## (システム利用に関するアンケート)

第7条 本試行を実施した受注者は、工事完了後に実施するシステム利用に関するアンケート調査に協力すること。

## (その他)

第8条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

## 附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。